

◎ 国有資産等所在市町村交付金の概要

1 国有資産等所在市町村交付金

(1) 交 付 者

国及び地方公共団体

(2) 交付の客体

ア 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（(イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。）

イ 空港及び地方管理空港の用に供する固定資産（(ウ)に掲げるものを除く。）

ウ 国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項の国有林野に係る土地

エ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（(ア)に掲げるものを除く。）

オ 水道施設若しくは工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産（(ア)に掲げるものを除く。）

カ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産

(3) 交付金算定標準

国有財産台帳等に記載された固定資産の価格（住宅、空港等及び(オ)に係るダムの用に供する固定資産のうち、家屋及び償却資産に係るものにあつては、これらの価格にそれぞれの特例率を乗じたもの、大規模の償却資産にあつては一定限度額以下のもの。）

(4) 交付金算定率

100分の1.4

(5) 算定期日

前年の3月31日

(6) 交付の時期

6月30日まで